貼用印紙・予納郵券・提出目録等一覧表

静岡地方裁判所本庁（令和5年10月1日郵便料金改定によるもの）

申立書別 （貼用印紙額）		郵券種類・枚数	各種目録・枚数等
訴　状 （当庁が控訴審も同じ）		500円×8，100円×8，84円×10，50円×2，20円×5，10円×10，2円×20，1円×20　合計6，000円 ・当事者1名増すごとに2，000円分（500円×4）を追加	※郵便切手ではなく，郵便料を民事予納金(保管金)で納付していただく際の金額も6，000円 （当事者1名増すごとに2，000円を追加）です。 ※ただし，送付嘱託手続をとる際など，別途返信用郵券を予納していただくことがあります。
控訴状		500円×8， 100円×10， 84円×5， 50円×5， 20円×10， 10円×10，2円×10，1円×10　合計6，000円 ・当事者1名増すごとに 1，194円 2組を追加 ◎附帯控訴 500円×4，100円×2，84円×2，20円×4，10円×4，1円×12　合計2，500円 ・当事者1名増すごとに 1，250円を追加	※郵便切手ではなく，郵便料を民事予納金(保管金)で納付していただく際の金額は6，000円 （当事者1名増すごとに2，000円を追加）。
抗告状	一般（相手方なし）	500円×4，100円×3，84円×2， 20円×3，10円×6，2円×4，1円×4　合計2，600円	・当事者1名増すごとに，左記の「一般」の組合せ（2，600円分）を1組追加 ・再抗告の場合，上記のほかに当事者1名につき1，194円を追加
	民事執行 借地非訟	500円×8，100円×4，84円×4，20円×5，10円×5， 2円×3，1円×8　合計4，900円	
	配偶者暴力等に関する保護命令	500円×4，100円×8，84円×6，20円×12，10円×12，2円×12，1円×12　合計3，700円	
上告等	上告提起 上告受理申立て 特別上告提起	500円×4，210円×10，100円×8，84円×6，20円×10，10円×16，2円×8，1円×20　合計5，800円 ・当事者1名増すごとに，500円×2，210円×2，100円×7，84円×4，10円×5，1円×14（合計2，520円）を追加	
	特別抗告提起 抗告許可申立て	500円×2，210円×2，100円×4，84円×5，20円×5，10円×15，1円×10　合計2，500円 ・当事者1名増すごとに，上記の額（計2，500円）の組合せを1組追加 ・特別抗告提起，抗告許可申立ての両方を申し立てる場合，特別抗告提起，抗告許可申立てのそれぞれに必要。	
破産 債務者申立 個人（1，500円　免責分含む） 法人（1，000円） 債権者申立（20，000円） 免責のみの申立（500円）		管財（自己・準自己申立て） 84円×（債権者数＋債務者数＋10），10円×10 管財（債権者申立て） 84円×（債権者数＋債務者数＋10），10円×10，申立書等副本送達費用（重量に応じた郵便切手） 同時廃止 84円×（債権者数＋5） 免責（債権者が破産の申立てをした場合。ただし，同時廃止事案を除く。） 84円×（債権者数＋10），10円×（債権者数＋10），1，194円（500円×2，100円×1，94円×1）×2組	管財事件－申立書等副本1通 債権者申立－申立書等副本2通
再生 （10，000円）	民事再生	434円（320円×1，94円×1、20円×1）×10組，84円×（債権者数＋25），10円×（債権者数＋25）	
	個人再生	84円×｛（債権者数×3）＋5｝，20円×（債権者数×2），10円×（債権者数×3）， 1円×10	個人再生委員選任事件－申立書及び陳述書等各副本1通
会社更生 （20，000円）		事案による	
保全処分 （2，000円） ほか	動産	1，204円（500円×2，100円×2，2円×2）×（債務者の数及び債権者分1組） ただし，執行官による同時送達の場合は不要	当事者目録・物件目録・請求債権目録 －各1部 （仮処分は債権目録不要）
	不動産	1，204円（500円×2，100円×2，2円×2）×債務者数，94円×1 ただし，要登記の場合，574円×1組，620円×1組（添付登記簿謄本の重さを考慮）を追加	当事者目録・物件目録・請求債権目録・ 登記権利者・義務者目録－各1部 登録免許税－債権額（仮処分は評価額）×1000分の4
	債権	1，250円×1組， 1，204円×1組， 564円×1組， 84円×2， 10円×1　合計3，196円 第三債務者1名増すごとに，1，250円×1組， 564円×1組， 84円×1を追加 ※ いずれも陳述催告の申立てをする場合 債務者1名増すごとに，1，204円（1，000円×1，100円×2，2円×2）を追加	当事者目録，請求債権目録，仮差押債権目録 －各1部
	担保取消	担保事由消滅の場合（民訴79Ⅰ）･･･1，194円×1組 担保権利者同意の場合（同79Ⅱ）･･･84円×1 権利行使催告の場合（同79Ⅲ）･･･1，194円×2組	担保権利者同意の場合 同意書，（印鑑証明書）
	取下	94円（84円×1，10円×1）×（債務者及び第三債務者数） 登記抹消を要する場合，574円×1組， 564円×1組を追加	登記権利者・義務者目録，同物件目録－各1部 登録免許税－1000円×筆数（区分所有建物の場合は，敷地の数を筆数に加算）
労働審判		500円×4，100円×4，84円×2，50円×4，20円×5，10円×8，5円×6，2円×4，1円×14 **合計3，000円**	※郵便切手ではなく，郵便料を民事予納金(保管金)で納付していただく際の金額も3，000円です。 申立書の写し－相手方の数＋3通
配偶者暴力等に関する保護命令 （1，000円）		100円×14，84円×1，50円×2，10円×10，5円×1，1円×10　合計1，699円	
民事・商事非訟 （1，000円）	清算人選任	84円×2，10円×2　合計188円	
不動産競売 （4，000円）		84円×1，10円×1（保管金提出書送付費用。郵送申立ての場合）　合計94円 予納金（郵便料を含む。）は，不動産2筆まで60万円，1筆増すごとに5万円ずつ追加	担保権，被担保債権，請求債権目録－3通 当事者目録－1通 物件目録－2通 不動産登記簿謄本，公課証明 －原本のほか写し2通 公図写し，物件案内図，建物図面 －各2通 登録免許税 －請求債権額×1000分の4 ※詳細は「 不動産競売の申立要領」欄に記載あり
債権執行 （4，000円）	給料・預金等差押え 担保権に基づく 差押え	500円×5，100円×4，84円×2，50円×2，10円×2，2円×4　合計3，196円 ただし，執行費用として請求できる額3，112円 ・第三債務者1名増すごとに，1，898円（内訳 500円×3，100円×2，84円×1，50円×2，10円×1， 2円×2）を追加 ただし，執行費用として追加請求できる額1，814円 ※いずれも陳述催告の申立てをする場合 ・債務者1名増すごとに，1，204円（内訳500円×2，100円×2，2円×2）を追加 執行費用として追加請求できる額1，204円	当事者目録，請求債権目録，差押債権目録 －各4部
財産開示 （2，000円）		合計6，000円　内訳は訴状と同じ（民事予納金（保管金）は不可）	当事者目録，請求債権目録　－各1部